

## 割当量口座簿の運営等に関する省令案の概要

本概要において、「法」とは「地球温暖化対策の推進に関する法律」を、「令」とは「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」を指す。

### 1．割当量口座簿の記録事項【法第31条第3項第1号】

- ・ 法第31条第3項第1号の環境省令及び経済産業省令で定める事項は、  
口座番号  
口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記  
口座名義人の電話番号その他の連絡先  
算定割当量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先とする。

### 2．管理口座の開設の申請における申請事項【法第32条第3項】

- ・ 法第32条第3項の環境省令及び経済産業省令で定める事項は、  
管理口座の開設を受けようとする内国法人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記  
管理口座の開設を受けようとする内国法人の電話番号その他の連絡先  
算定割当量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先とする。

### 3．管理口座の開設の申請における添付書類【法第32条第4項】

- ・ 法第32条第4項の規定により口座開設の申請書に添付しなければならない書類は、  
印鑑証明書とする。

### 4．口座名義人の名称等の変更時の届出事項【法第33条第1項】

- ・ 法第33条第1項の環境省令及び経済産業省令で定める事項は、  
口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記  
口座名義人の電話番号その他の連絡先  
算定割当量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先とする。
- ・ 届出書には、登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならないこととする。ただし、変更事項が に係る事項のみである場合には、登記事項証明書を添付することを要しないこととする。

#### 5 . 算定割当量の振替の申請【法第 34 条第 2 項】

- ・ 算定割当量の振替の申請の際には、登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならないこととする。

#### 6 . 申請による算定割当量の振替を行わない場合【法第 34 条 4 項及び第 5 項】

- ・ 法第 34 条第 4 項及び第 5 項の環境省令・経済産業省令で定める場合は、振替の申請に係る算定割当量について、令第 8 条に規定する算定割当量についての処分の制限に関する事項の記録がある場合とする。

#### 7 . 官庁又は公署の嘱託による算定割当量の振替【法第 34 条第 7 項】

- ・ 法第 34 条第 2 項から第 5 項までの申請による算定割当量の振替の手続に関する規定は、同条第 7 項の官庁又は公署の嘱託による算定割当量の振替の手続に準用することとする。

#### 8 . 信託の記録の申請【令第 9 条第 1 項】

- ・ 信託の記録の申請の際には、登記事項証明書及び印鑑証明書並びに令第 9 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。
- ・ 法第 34 条第 6 項に規定する他の締約国又は事務局からの通知による振替により、当該振替に係る算定割当量の全部又は一部が信託財産となる場合には、受託者は、当該振替に係る算定割当量の増加の記録がなされた後、遅滞なく、信託の記録の申請をしなければならないこととする。

#### 9 . 信託の記録の抹消の申請【令第 12 条第 1 項】

- ・ 信託の記録の抹消の申請の際には、登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならないこととする。

#### 10 . 受託者の更迭の申請【令第 14 条第 1 項】

- ・ 受託者の更迭の申請の際には、登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならないこととする。

#### 1 1 . 受託者の解任があった場合の措置【令第 16 条】

- ・ 環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁が受託者を解任した場合において、令第 16 条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任の記録をする年月日を記録しなければならないこととする。

#### 1 2 . 信託の記録の変更の申請【令第 18 条】

- ・ 信託の記録の変更の申請の際には、登記事項証明書及び印鑑登録証明書を添付しなければならないこととする。

#### 1 3 . 割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求【法第 40 条】

- ・ 割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求の際には、登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならないこととする。

#### 1 4 . 管理口座の廃止の申請【法第 41 条】

- ・ 口座名義人は、自己の管理口座に記録されている算定割当量について、その全部を他の管理口座又は他の締約国に存在する口座に移転した場合には、自己の管理口座の廃止を申請することができることとする。
- ・ 管理口座の廃止の申請の際には、登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならないこととする。

#### 1 5 . 割当量口座簿による情報の開示【法第 41 条】

- ・ 環境大臣及び経済産業大臣は、国際的な決定に基づき、次に掲げる事項を公表するものとする。

管理口座の口座番号

管理口座の口座名義人の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号

算定割当量の管理を行う部署の名称、電話番号及び電子メールアドレス

## 16 . 振替に係る手数料を免除する場合【法第 44 条】

- 環境大臣及び経済産業大臣は、口座名義人が振替の申請において国の管理口座に無償で算定割当量を移転する旨を示した場合には、当該振替の申請に係る法第 44 条の手数料を免除することとする。